

## 公表第4号

地方自治法第199条第12項の規定により、久留米市長及び久留米市農業委員会会長から当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成30年3月28日

久留米市監査委員	中島年隆
久留米市監査委員	樋口明男
久留米市監査委員	市川廣一
久留米市監査委員	大熊博文

定期監査の結果に基づく指摘事項等の措置状況

監査実施年度： 平成28年度

部局名： 総務部

指摘事項等			措置状況等
指摘事項	財務監査	契約事務	<p>ふるさと納税の返礼品については、特命随意契約により調達されているが、返礼品目とその納入事業者を選定する基準が明確になっていない。また、返礼品目に応じた契約条項の設定や仕様書の作成がされないまま、契約事務が行われているものがある。</p> <p>「ふるさと・くるめ応援寄付返礼品の選定に関する要領」を定め、平成29年10月から運用を開始いたしました。返礼品提供事業者及び返礼品に関する基準を定め、選定委員会において選定することとしています。</p> <p>契約事務については、返礼品に応じた契約内容となるように契約条項・仕様書を作成するようにいたしました。</p>